

会費納入金額

	入会金	年会費
正会員	10,000 円	30,000 円
賛助会員	10,000 円	40,000 円

※年会費は4月より翌年3月までの1年間とします。途中入会の際は、入会月より翌年3月までの月割となります。(下記一覧表参照)

【正会員】

【賛助会員】

入会月	入会金	年会費	合計	入会金	年会費	合計
4月【12ヵ月】	10,000 円	30,000 円	40,000 円	10,000 円	40,000 円	50,000 円
5月【11ヵ月】	10,000 円	27,500 円	37,500 円	10,000 円	36,300 円	46,300 円
6月【10ヵ月】	10,000 円	25,000 円	35,000 円	10,000 円	33,000 円	43,000 円
7月【9ヵ月】	10,000 円	22,500 円	32,500 円	10,000 円	29,700 円	39,700 円
8月【8ヵ月】	10,000 円	20,000 円	30,000 円	10,000 円	26,400 円	36,400 円
9月【7ヵ月】	10,000 円	17,500 円	27,500 円	10,000 円	23,100 円	33,100 円
10月【6ヵ月】	10,000 円	15,000 円	25,000 円	10,000 円	19,800 円	29,800 円
11月【5ヵ月】	10,000 円	12,500 円	22,500 円	10,000 円	16,500 円	26,500 円
12月【4ヵ月】	10,000 円	10,000 円	20,000 円	10,000 円	13,200 円	23,200 円
1月【3ヵ月】	10,000 円	7,500 円	17,500 円	10,000 円	9,900 円	19,900 円
2月【2ヵ月】	10,000 円	5,000 円	15,000 円	10,000 円	6,600 円	16,600 円
3月【1ヵ月】	10,000 円	2,500 円	12,500 円	10,000 円	3,300 円	13,300 円

【会費納入の注意事項】

・会費及び入会金に関する規定(第5条第1項、第3項)により、新たに会員になろうとするものは、入会申込書の提出とともに入会を希望する月以降の分を月割で計算した会費の年額を入会金と併せて納入しなければならないことになっています。

・会費及び入会金に関する規定(第5条第2項)により、会費は毎年5月27日(土日祝日に当たるときは翌営業日)までに納入しなければならないことになっています。

・当該年度中に会費を納入されない場合は、定款第10条第1項(3)号の「会員資格の喪失」規定に基づき退会勧告をさせていただくことになります。この場合、今後は静岡県建築士会が主催する講習会等を始めとした一切の事業への参加をお断りすることとなります。

【年会費指定口座】

金融機関:静岡銀行

支店名:呉服町支店

口座番号:普通 1817834

口座名義:公益社団法人 静岡県建築士会 会長

※振込手数料はご負担ください。 当会会費は不課税対象となっております。(登録番号 T5080005006261)

なお、上記の口座は年会費専用の指定口座です。他の料金の振込はご遠慮願います。

【問合せ先】

公益社団法人静岡県建築士会 本会事務局 TEL054-254-9381 mail:honkai@shizu-shikai.com

東部ブロック事務局 TEL055-939-8210 中部ブロック事務局 054-204-6880 西部ブロック事務局 053-451-5166